

市立医療センターの海老川上流地区(災害ハザードエリア)移転の賛否を問う 船橋市住民投票条例案

(目的)

第1条 この条例は、船橋市立医療センターが海老川上流地区（災害ハザードエリア）に移転することについて、市民の賛否を明らかにし、もって同事業に市民の意見を反映させること、また市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における海老川上流地区とは、「ふなばしメディカルタウン構想」によって開発される土地（医療センター移転予定地をふくむ）を指す。

(住民投票)

第3条 第1条の目標を達成するために、次の各号の選択肢について、住民による投票(以下、住民投票という)を行う。

- (1) 医療センターの海老川上流地区（災害ハザードエリア）移転に「賛成」
- (2) 医療センターの海老川上流地区（災害ハザードエリア）移転に「反対」

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第4条 住民投票は船橋市長が執行する。

2 市長は住民投票の管理について船橋市選挙管理委員会と協議し、これを委任する。

(情報公開)

第5条 市長は住民投票の実施に際し、市民が求める情報及び、市民が賛否を判断するのに必要な情報の提供に努めなければならない。

2 市長は市民が公平で客観的な判断を下せるよう、市民と協議のうえ、公開討論会を開催するものとする。

(投票運動)

第6条 住民投票に関する運動は、自由とする。

(住民投票の期日)

第7条 投票の期日（以下、投票日という）は、この条例の執行日から起算して90日以内の日曜日とし、市長が定める。

2 市長は投票日を定めたときは、選挙管理委員会に対し、当該投票日の40日前までに通告しなければならない。

3 選挙管理委員会は、通知を受けたときは投票日の10日前までにこれを公示しなければならない。

(投票資格者)

第8条 住民投票における投票の資格を有するもの（以下、有資格者という）は、投票日において、船橋市選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されているものとする。

(投票方法)

第9条 住民投票は秘密投票とする。

- 2 投票は一人1票とする。
- 3 住民投票の投票資格者は、「医療センターの海老川上流地区（災害ハザードエリア）移転」に賛成の時は○、反対の時は×の記号を投票用紙に自ら記入して投票箱に入れなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、身体の故障、その他の事由により自ら投票用紙に記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

(投票所における投票)

第10条 投票資格者は投票日に自ら投票所に行き、選挙人名簿またはその抄本の対照を経て投票しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、投票資格者は規則に定める期日前投票を行うことができる。

(投票の効力の決定)

第11条 投票の効力の決定にあたっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票を行った者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第12条 住民投票において次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○又は×の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○又は×の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○又は×の記号の両方を記載したもの

(投票及び開票)

第13条 投票時間、投票場所、投票立会人、開放時間、開票場所、開票立会人、その他住民投票及び開票に関しては、公職選挙法、同法施行令、同法施行規則の規定の例によるものとする。

(投票結果の告示等)

第14条 選挙管理委員会は、住民投票によって投票結果が確定した時は、直ちにこれを告示するとともに、市長及び市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第15条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関する必要事項は、選挙管理委員会が定める。

附則(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。